

違 反 対 象 物 一 覧 表

法：消防法（昭和 23 年法律第 186 号） 令：消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）

防 火 対 象 物 の 名 称	所 在 地	違 反 の 内 容		その他消防長が必要と認める事項		
		違反事項	違反の部分	根拠法令	公表日	管轄署所
第 2 西原クリニック	伊丹市野間 8 丁目 5－1 0	スプリンクラー設備未設置	建物全体	法第 17 条第 1 項 令第 12 条第 1 項第 1 号イ	令和 7 年 7 月 22 日	南野出張所
辻田ビル	伊丹市中野西 4 丁目 6 6－3	自動火災報知設備 未設置	建物全体	法第 17 条第 1 項 令第 21 条第 1 項第 3 号	令和 7 年 9 月 22 日	池尻出張所